

第1回水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会（H25.4.16）における主な意見等

項目	意見等	対応（案）
区域設定 の考え方 （地表水）	○地表水については、地形と集水範囲がほぼ同じと考えられるということにより。	○新旧対照表2ページ部分に反映しました。
	○長野県の自然環境からすると、山地の中の湧水もかなりの区域にあると思う。イメージ図は、少し単純化しすぎているので、誤解を与える可能性もある。	○山間地の地下水のイメージ図を参考資料で追加しました。
区域設定 の考え方 （地下水）	○地下水については、半径1キロメートルを基本とするということによりかもしれないが、火山性山地、扇状地など地下水の経路の分からない所を地域指定する場合は、半径1キロメートルでよいのか疑問であり、ある程度、集水範囲を見越して上流側も指定する方がよいのではないかと。	○新旧対照表5ページ部分に反映しました。
	○外国資本などによる土地売買が危惧される場所は、急峻な山岳地帯ではなく、傾斜の緩い場所であり、もう少し、水が流れ込む可能性のある所まで、範囲を広げることも必要であると思う。	○新旧対照表5ページ部分に反映しました。
	○地下水については、1キロメートルの距離に限らず、もう少し広範囲に指定してもよいという気がする。この条例は、地域指定されるとその区域内で取水を制限するものではなく、情報を県に提供するものであり、財産権の利用について支障が生じる程度は低い。山岳など特殊な事情のあるところは、広範囲に地域指定する方向で検討いただきたい。	○新旧対照表5ページ部分に反映しました。
	○地下水について、一定の距離の範囲を限定していただきたい。森林を含む土地等の利用による経済の発展を阻害しないよう、適切な範囲を指定して、土地取引に入ろうとする者に予見可能性を与えられるようにすることが望ましい。	○新旧対照表5ページ部分に反映しました。

項目	意見等	対応(案)
区域設定 の考え方 (地下水)	○地下水については、広い範囲を定めたとしても量的なものを定めないと、影響範囲が分からない。	○新旧対照表5ページ部分に反映しました。
	○湧水について上流で指定された場合、地域指定から外されたところで、浅井戸を掘ってポンプで水をくみ上げれば、上流の水も枯れてしまうこともあると思う。	○新旧対照表5ページ部分に反映しました。
	○長野県は、山岳県であるため当然傾斜があり、停滞している地下水は、おそらく非常に少ない。多かれ少なかれ地下水は、流動していると考えなければいけない。平場の地下水は相当複雑であり、地層も粘土の層なのか、砂礫の層なのかによっても透水性が全くことなる。揚水量が考慮されていない。したがって、1キロメートルという円を書いてゾーニングするということは、非常に乱暴である。	○新旧対照表5ページ部分に反映しました。
	○取水をしてどのような影響が及ぶかについては、自然の条件によって異なる。特に地下水の場合には、揚水量に応じて影響域というものが異なる。したがって、一律に1キロメートルなど特定の距離を規定すると失敗する事例が出てくることを懸念する。	○新旧対照表5ページ部分に反映しました。
	○具体的な水量については、条例で謳っていないため、量的な規制の話をゾーニングの中の要素に入れることは難しい感じがする。	○新旧対照表1ページ部分に反映しました。
	○平場については、例えば、ある一定取水量を超えるということが想定される場合には、当事者にアセスメントをやらせるということも1つの案である。	○新旧対照表7ページ部分に反映しました。

項目	意見等	対応(案)
区域設定 の考え方 (その他)	○アの地表水の伏流水とイの地下水の湧水とは、非常に分けづらい場合もあるので、もう少しきめ細かな検討が必要ではないか。	○新旧対照表2ページ部分に反映しました。
	○実際上は、本当に適切な範囲を決めるということはかなり厳しいと思うので、判断の適切さを求めるハードルが高すぎると市町村において地域指定の申出ができないことになってしまわないか気になる。	○新旧対照表4～6ページ部分に反映しました。
	○地下水について、都市計画法の市街化区域又は用途地域の場合は、地域指定から除外されているが、市の独自の土地利用条例で規制している場合は、除外されないとする、膨大な量の届出になると予想される。	○新旧対照表6ページ部分に反映しました。
	○水道水源は地下水に依存しており、市内の平場の井戸から地下水を取水している場合、今回の基本指針に当てはめた場合、市内の土地の売買のほとんどが届出対象になる点が懸念される。	○新旧対照表6ページ部分に反映しました。
土地所有者等の配慮すべき事項	○制度創設専門委員会でも議論になったが、適正な土地利用、水資源の保全が懸念される取水行為などの表現について、もう少し踏み込んで、どのような行為は許さないというものを明確に規定してほしい。	○新旧対照表7ページ部分に反映しました。

項目	意見等	対応(案)
その他	○県条例は面的な規制であると思うが、取水規制をしている市町村条例は量的な規制であり、厳しいものになっている。	○新旧対照表1ページ部分に反映しました。
	○県条例と市町村条例の整合性も考慮する必要がある。	○新旧対照表1ページ部分に反映しました。
	○それぞれの市町村において水資源をどのくらい使っているか徹底した調査をしないと、いくら網をかけても、調査した時点と何年後とでは水量が全く異なる状況も出てくると思うので、全域に対して調査をした方がよい。	○今年度から2年間かけて市町村を越えて、広域に存在する地下水の賦存量調査を実施する予定です。
	○県において流域ごとの実情に応じた実態調査と今後の対策等をやっていただくと非常にありがたい。	
	○基本指針の策定後の問題になると思うが、森林所有者が分からないという事例に対して、今のうちから何らかの対応をすることが望ましい。	○森林所有者がわからない事例については、市町村と連携して対応してまいります。

○第1回専門委員会終了後の追加意見

項目	意見等	対応(案)
区域設定 の考え方 (地下水)	○市街地に水源がある場合、水源に係る取水地点から一定の距離の範囲とすると、かなりの範囲が届出の対象になり、負担が大きい。	○新旧対照表6ページ部分に反映しました。
	○土地の取引が煩雑になることを嫌って指定の申出をしないということがないよう、市街地においては一定のエリアを除くような配慮が必要である。	○新旧対照表6ページ部分に反映しました。
区域設定 の考え方 (その他)	○県条例と市町村の地下水の取水規制条例との関係について、具体的な規制については、県と市町村が協議して市町村条例を優先するなど二重に規制することがないような配慮も必要である。	○新旧対照表6ページ部分に反映しました。
	○農地であれば、農地法の規制はかなり厳しいので、指定地域から除外してもよいのではないかと。また、基本指針にその旨規定した方が分かりやすい。	○新旧対照表6ページ部分に反映しました。
その他	○届出制の実効性を担保するためには、農地転用許可申請、建築確認申請、景観に係る届出などなるべく既存の仕組みと連動するようにしないと難しい。	○具体的な事務処理手続を検討する際、参考とします。
	○水資源保全地域の指定に関する事項については、大筋では理解したが、市町村の水資源に対する考え方により、かなり温度差がある。	○個人的な利用については、土地所有者等の配慮すべき事項を遵守するようあらゆる機会を通じて周知します。
	○水道水源については場所・水量等が把握され、公共的な意識があるので指定区域の指定は問題がないかと思うが、個人が飲用としている水源(浅井戸等)又は企業や旅館等が維持している水源(井戸)等についてはどのように周知し保全の対象とするのか、早急な調査が必要であると思う。	